

宇都宮市立西小学校いじめ防止基本方針

(最終改訂 令和3年4月1日)

はじめに

本校では、「いじめはどの児童にも、あらゆる場面で起こりうる」、「いじめは決して許されない行為である」との認識の下、いじめの根絶を目指して、いじめの未然防止の取組の充実と早期発見・早期対応の徹底に努めてきた。

また、平成25年にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）が施行されたことを受け、法第13条※の規定に基づき、児童がこれまで以上に、楽しく、安心して学校生活を送ることができるよう、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及び対処（以下「いじめの防止等」という。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を平成26年3月に策定した。

このたび、平成29年10月に、市が「宇都宮いじめ防止基本方針」を改訂したことを受け、本校の基本方針を改訂する。

※（法第13条）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

1 いじめの防止等のための基本理念等について

(1) 基本理念

- 全ての児童が学習その他の学校生活を安心して送ることができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにします。
- 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないよう、いじめが許されない行為であること等について、児童が十分に理解できるようにします。
- いじめの防止等の行動指針である「うつのみや いじめゼロ宣言」に基づく、児童の自主的な活動を支援します。
- 学校、市、家庭、地域その他の関係者との連携の下、いじめの問題を組織的に克服することを目指します。
- 全ての児童が、自他の人権や生命を大切にするとともに、思いやりや感謝の心をもって他者と協力しようとする態度を養うため、「道徳の時間」を要とした全教育活動における道徳教育の充実や、児童主体による「あいさつ運動」などを推進します。
- いじめの早期発見・解消、撲滅のために、全校体制で児童一人一人に向き合い、児童の細やかな内面理解に努めます。

(2) いじめの防止等の基本的な考え方

いじめは、何より発生させないことが最も重要であり、発生した場合には、早期に発見し、迅速かつ組織的に対応する必要がある。

① いじめの防止

- ・ 教育活動全体を通して、児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させるとともに、思いやりや助け合い、規範意識等の心を育て、望ましい人間関係を築く力の育成を図るなどして、いじめが起こりにくい学校づくりに取り組む。
- ・ 児童が、いじめの問題について正しく理解し、いじめを自分たちの問題として捉え、その解決に向け自主的に行動することができるよう指導する。

② いじめの早期発見

- ・ いじめの早期発見のための体制を整備する。
- ・ 教職員がいじめの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう研修の充実を図る。
- ・ いじめアンケートやQ-U検査、教育相談等において、異変に気付いた場合、保護者と連携を密にしながら、組織的に迅速な実態把握を行う
- ・ 授業中のやりとり、休み時間の共遊や日記指導等を通して、日常的に児童の内面理解に努める。

③ いじめの対処

- ・ いじめを把握した場合には、事実確認を正確かつ迅速、組織的にを行い、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を図り、徹底して守り通す。
- ・ いじめを受けた児童・保護者への親身な支援と、いじめを行った児童に対しては、背景等を十分理解した上での毅然とした指導、その保護者への助言等を継続的に行う。その際、必要に応じてスクールカウンセラーによるカウンセリングを行うなど、関係する児童・保護者に対する心のケアに配慮したきめ細やかな対応に努める。
- ・ 必要に応じて市や関係機関等との連携を図る。

④ 家庭、地域との連携

- ・ 家庭、地域と密接に連携し、児童を見守り、育む体制の整備に努める。
- ・ 家庭に対し、児童がいじめを行うことのないよう必要な指導に努めること及びいじめの加害・被害に関わる心配がある場合には学校や関係機関等との連携に努めることについて啓発を行う。
- ・ 地域に対し、児童を見守る取組を推進すること及びいじめの疑いがある場合には学校や関係機関等への情報提供に努めることについて啓発を行う。

⑤ 関係機関等との連携

- ・ 必要な指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合には、スクールソーシャルワーカーなどを活用しながら、警察や児童相談所など関係機関等との適切な連携を図る。また、いじめに係る組織を活用し、組織的対応の強化を図る。

⑥ 全教育活動を通した道徳教育の充実と「あいさつ運動」の推進

- ・ 全ての児童が、自他の人権や生命を大切にするとともに、思いやりや感謝の心をもって他者と協力しようとする態度を養うため、「道徳の時間」を要とした全教育活動における道徳教育の充実や、児童会主体による「あいさつ運動」などを推進する。

2 学校におけるいじめ防止等の取組について

(1) 組織的な取組

いじめの問題は、教職員がいじめ問題を抱え込まず、初期段階から組織として一貫した対応をすることが重要であることから、西小学校いじめ対策委員会を設置する。

教職員は、いじめを発見したり相談を受けたりした場合には、速やかに学校長に報告する。報告を受けた学校長は、速やかに本組織を開催し、いじめの事実確認等を行う場合は、本組織を主体として行う。なお、学校長は、必要に応じて構成員を加えるなどし、急を要し開催する場合などには、学校長の裁量により、構成員が揃わなくとも開催するなど、弾力的な運用を行う。

また、学校だけでは対応が困難な事案に対しては、教育委員会等との連携を図りながら対応にあたる。

① いじめ等対策委員会

〔構成員〕 校長、副校長、教務主任、児童指導主任、養護教諭、教育相談主任、関係児童担任、関係学年主任、一条中学校園スクールカウンセラー

※ 上記の構成員を必須とし、必要に応じて関係教員等、校長が必要と認めた教職員が参加する。

〔取組内容〕

- ・ いじめの防止等の全体指導計画の立案、改善
- ・ 校内研修会の企画・立案
- ・ 定期的なアンケートや教育相談の実施と、結果の分析、情報共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ いじめの事実確認及びいじめ認知の判断
- ・ 指導計画の実施状況の把握と改善

など

② 校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

(2) いじめの防止等の取組

いじめの防止等に対する取組については、市、家庭、地域、関係機関等と連携して行う。また、各種年間指導計画の作成にあたっては、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう配慮することで、学校が組織的に、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに努めるだけでなく、全教職員が「いじめに関する校内研修マニュアル」の「いじめへの感性を高めるためのチェックリスト」等を活用したり、認知したいじめについては、いじめ防止基本方針や危機管理マニュアル等を活用したり

しながら、いじめ根絶に向けて全力で取り組む。また、本校のいじめ防止基本方針やいじめ対策の取組などを、学校のホームページや各種たよりで公開し、保護者会や魅力ある学校づくり地域協議会等、様々な機会を捉えて、積極的に周知する。

① いじめの防止

「いじめはどの児童にも、あらゆる場面で起こりうる」との認識の下、未然防止の取組の充実を図り、いじめの起こらない環境づくりに努める。

ア 地域学校園内の小・中学校が連携した取組の実施

- ・地域学校園が連携したあいさつ運動の実施（毎月１回）
- ・中学校入学予定者に関する情報交換会の実施（２月頃）
- ・児童生徒強化連絡会の開催（年２回）
（いじめ根絶に向けた学校園全体の取組の検討や各校の取組に関する情報交換）

イ 「いじめゼロ強調月間」の取組の実施（５月，９月の年２回）

- ・いじめに関するアンケート調査（他に，６月，１１月にも実施。年４回実施。）
- ・いじめゼロリボンの着用
- ・児童会からのいじめゼロの呼びかけ
- ・いじめに関する内容を含んだ道徳や学級活動の実施
- ・学校ホームページ等による地域への情報発信
- ・いじめゼロ標語（なかよし標語）の作成・掲示
- ・いじめゼロ強調月間スローガンの掲示（全教室・廊下等）
- ・児童会によるいじめゼロ集会の実施
- ・道徳授業の全学級公開

ウ 「宮っ子心の教育」の実施

- ・感謝の心の育成を重点にして，全教育活動における道徳教育の充実やあいさつ運動など児童会主体の活動を推進し，互いを思いやり，協力し合う人間関係を育成する。
- ・登校班，学級活動，縦割り班，清掃，学校行事などの諸活動を通して，児童に活躍の場を多く提供し，達成感や充実感を味わわせることで，主体的な行動を促す。
- ・校内で小さな親切運動を展開したり，外部の善行賞に積極的に推薦したりなどして，互いのよさを認め合い尊重し合う雰囲気高める。
- ・難聴学級の児童に対して全職員が共通の見解をもって指導にあたり，難聴児と健聴児のよりよい交流活動の推進を図る。
- ・読書タイムを充実させ，思いやりの心や感動する心を育む。

エ 児童がいじめ根絶に向けた活動を自主的に行うための指導

- ・言葉によるいじめが多く見られ，未然防止を図る必要があることから，道徳科の授業や学級活動などにおいて，児童自らがいじめの問題を自分のこととして捉え，いじめに正面から向き合うことができるような，議論などを行う機会や場を設定する。
- ・ありがとう集会，なかよし集会，あいさつ運動，いじめゼロの呼びかけなど，児童会が主体となって取り組む人間関係づくりに寄与する活動を推進する。

オ 情報モラル年間指導計画に基づく計画的な授業の実施

- ・スマートフォンや携帯電話等の適切な使い方やマナーを指導するなど，「スマホ・

「ケータイ宮っ子ルール共同宣言」に基づく取組を積極的に推進する。

- ・携帯電話（スマホ）安全教室の実施
- ・情報モラル年間指導計画に基づいて計画的に授業を実施，また必要に応じて授業内容の変更や追加も行う。
- ・教職員が互いの授業を見合ったり，資料を提供し合ったりして授業の質を高め，学年の発達段階に応じた情報モラルの向上に努める。

カ いじめゼロ強調月間におけるいじめの防止等の取組状況の点検等

- ・いじめ強調月間チェック票に基づき，全教職員が取組状況を確認し，内容を見直したり，再度実施したりする。
- ・いじめ強調月間以外における各種調査（いじめアンケート調査，Ｑ－Ｕ検査，学習と生活に関するアンケート，学校評価アンケート等）や保護者会，魅力ある学校づくり地域協議会などの機会を活用して，年間を通して「いじめ防止に関する取組」を評価・点検し，必要に応じて改善しながら実施していく。

キ 特段の寄り添いや配慮が必要な事案に対しての理解促進

- ・性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童に対するいじめ，児童個々の特性が関係するいじめ，東日本大震災被災児童に対するいじめ，コロナウイルス感染に関わる差別やいじめを防止するための，教職員に対して必要な対応・支援や正しい理解の促進と，児童への正しい理解促進のための指導

② いじめの早期発見

児童が相談しやすい環境を整備するとともに，教職員は児童理解を深め，信頼関係の構築に努める。

ア 児童，保護者への相談窓口等の周知

- ・児童に対しては，年度初めのスタンダードダイアリー配付時に，スタンダードダイアリーに「相談コーナー」「相談窓口一覧」が掲載されていることを，説明する。
- ・保護者に対しては，年度初めの学級懇談会等において，学校への相談方法（担任以外の窓口：養護教諭，教務主任，副校長）や，スタンダードダイアリーに「相談コーナー」「相談窓口一覧」が掲載されていることを説明する。

イ スタンダードダイアリーの活用

- ・スタンダードダイアリー巻末の「うつのみや いじめゼロ宣言」「宮っ子の誓い」を活用した学級での指導
- ・日常的に，児童の成長やよさ，変容などを家庭に連絡

ウ 児童への定期的なアンケート調査や教育相談等の実施

- ・児童への定期的なアンケート調査（５月，６月，９月，１１月）や教育相談（年２回）等の実施
- ・アンケート調査を教育相談期間に行ったり，記名式と無記名式を意図的に織り交ぜたりして，実効性の向上を図る。
- ・配慮を要する児童に関する情報交換会を毎週水曜日に，定期的に行い，全職員の共通理解を図り，全校体制で児童指導にあたる。
- ・Ｑ－Ｕ検査や年２回の教育相談，学校行事，休み時間の共遊などを通して児童の内面理解に努め，児童相互のよりよい人間関係を醸成する。

エ 教育委員会によるネットいじめ等パトロールの活用と、家庭との連携によるネットいじめの早期発見

- ・インターネットを通じて行われるいじめについては、潜在化が懸念されることから、教育委員会によるネットいじめ等パトロールを活用して家庭との連携を図るなど、ネットいじめの早期発見に努める。
- ・家庭に対して、スマートフォンや携帯電話等の正しい使い方などについての啓発を行う。
- ・いじめは重大な人権侵害になり得るだけでなく、ネットいじめをはじめ、全てのいじめが刑法上の犯罪や民事上の損害賠償請求の対象となり得ることを理解させるなどの児童への指導を行う。
- ・ネットいじめパトロールで異常が発見された場合、いじめ対策委員会を開催し、家庭や関係機関と連携を図って、迅速に問題解決に取り組む。

オ 「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修の実施

- ・いじめの背景は児童の個々の特性や家庭の問題、学校でのトラブル等さまざまであり、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応について理解することが重要であることから、教職員一人一人がいじめへの認識を深め、いじめに対する指導力を高めることができるよう、教育委員会が作成した「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用して校内研修を実施する。

カ いじめ認知に対する共通理解の構築

- ・いじめの認知に関しては、保護者や児童からいじめの相談や訴えがあった場合や、いじめが疑われる言動を教職員が察知した場合は、事実関係や前後関係を的確かつ迅速に把握し、事案が「いじめ」なのか「人間関係のトラブル」のかなどを、いじめ等対策委員会を経て、積極的かつ丁寧に調査し、組織的かつ総合的に判断する。
- ・認知したいじめについての、加害・被害両児童の保護者との連絡と、今後の対応や方向性等について連携を図りながら問題の解決を図る。

③ いじめの対処

いじめ対策委員会が主体となり、事実確認を正確かつ迅速、組織的に行い、被害児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、徹底して守り通すとともに、加害児童に対しては、「いじめは決して許されないこと」を毅然とした態度で指導する。

○ いじめが発生した場合には、以下のとおり対応する。

ア いじめ等対策委員会を中心とした事実確認

※被害者、加害者、関係児童から事情を聴くなどして、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員の対応状況など、可能な限り、客観的な事実関係の把握に努めるとともに、情報や一連の対応について適切に記録する。

正確に事実関係を把握する。

イ いじめを受けた児童・保護者に対する親身な支援と、いじめを知らせてきた児童の安全確保、いじめを行った児童に対する背景等を十分に理解した上での毅然とした指導及び

その保護者への継続的な指導・助言等

ウ 「いじめの解消」については、以下のとおり

- ・ いじめに係る行為が少なくとも３か月止んでいる状態、かつ、被害児童が心身の苦痛を感じていないと、本人及びその保護者に面接等により確認した状態

なお、被害の重大性から、解決には３か月以上の期間が必要と判断される場合には、いじめ等対策委員会にて、より長期の期間を設定する。

エ いじめの解決に向けて、いじめ等対策委員会においてスクールカウンセラー等を活用し、教職員が個々のいじめ事案の要因や背景、またその対応を理解する。特に、児童への支援や指導において配慮が必要な場合における指導方針などについて、教職員間の共通理解や保護者等と連携をとる。

オ いじめの解決に向けた保護者との連携。必要に応じてスクールソーシャルワーカー等を活用し、市、関係機関等との連携を図る。

④ 家庭、地域及び関係機関等との連携

ア ＰＴＡとの連携、家庭への啓発

- ・ 学校でのいじめ防止の取り組みについてＨＰやＰＴＡ各種会合・保護者会等を利用し、積極的に発信するとともに、いじめの疑いがある場合、学校の情報提供してくれるよう依頼する。

イ 地域との連携

- ・ いじめの疑いがある場合、学校に情報提供してくれるよう地域に依頼する。

ウ 関係機関等との連携

- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべき場合等の警察への相談・通報

3 重大事態への対処

いじめにより児童の生命、心身、又は財産に重大な被害が生じた疑いのある事案が発生したとき、もしくは、いじめにより児童が相当の期間（年間３０日を目安）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある事案が発生したときは、いじめ等対策委員会が事実確認を正確かつ迅速、組織的に行うとともに、直ちに市教育委員会に報告する。

また、市教育委員会と連携を図りながら事案に対応するとともに、必要に応じて市教育委員会の調査等に協力する。

4 取組の充実に向けて

- ・ 本基本方針を学校のいじめ対策の取り組み等と併せて学校ホームページで公開するとともに、魅力ある学校づくり地域協議会や学校だより、保護者会や全校集会等を活用するなどして積極的に周知を行い、いじめ防止等の対策を家庭や地域との連携の下に推進する。
- ・ 本校におけるいじめ防止等の取組が適切に実施され、実効性のあるものとなっているかについて、「いじめ対策委員会」において定期的に点検したり、本市の学校マネジメントシステムの共通評価項目として設定されているいじめの防止等の取組についての項目及び学校が独自に設定した項目の評価結果等を検証したりするなど、ＰＤＣＡサイクルを踏まえて取組内容や取組方法を改善する。